(平成 6年 9月30日作成) (平成 8年10月 2日改正) (平成10年11月 1日改正) (平成17年11月11日改正) (平成22年11月26日改正) (平成29年 3月31日改正)

法 令 名	農地法
根拠条項	第5条第1項
許認可等の種類	農地等の転用のための権利移動の許可
法令の定め	第5条第1項(別紙のとおり)
審査基準	農地法(昭和27年7月15日法律第229号)
	農地法施行令(昭和 27 年 10 月 20 日政令第 445 号)
	農地法施行規則(昭和 27 年 10 月 20 日農林省令第 79 号)
	農地法関係事務に係る処理基準について(平成 12 年 6 月 1 日 12 構改 B 第 404 号)
	農地法の施行について(昭和 27 年 12 月 20 日 27 農地第 5129 号)
	農地法の運用についての制定について(平成 21 年 12 月 11 日 21 経営第 4530 号・21 農振第
	1598 号)
	農地法関係事務処理要領の制定について(平成 21 年 12 月 11 日 21 経営第 4608 号・21 農振
	第 1599 号)
	農地法施行細則(昭和45年12月1日北海道規則第137号)
	北海道農地法関係事務処理要領(平成 22 年 2 月 16 日農調第 1057 号北海道農政部長)
標準処理期間	
(东中 /(全天列的	
	意見聴取する場合 意見聴取しない場合
	総 期 間 70日・ 月 40日・ 月 (注:休日は含まない)
	経由機関 60日・ 月 30日・ 月 (農業委員会)
	協議機関 日・丹 日・丹 ()
	処分機関 10日・ 月 10日・ 月 (総合振興局・振興局)
処分担当課	各総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
申請先	当該土地の所在地を管轄する市町村に設置された農業委員会
	(電話番号:
問い合わせ先	農政部農業経営局農地調整課農地利用調整グループ
	(電話番号:011-231-4111(内線 27-221))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/csi/standard_term_list.htm)

[法令の定め]

農地法

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。)にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 国又は都道府県等が、前条第一項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を 取得する場合
- 二 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に 定める利用目的に供するため当該農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第四条第四項第一号の権利 が設定され、又は移転される場合
- 三 農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第 九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等 促進計画の定めるところによつて同法第二条第三項第三号の権利が設定され、又は移転される場合
- 四 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第八項の権利が設定され、又は移転される場合
- 五 土地収用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合
- 六 前条第一項第七号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところにより あらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合
- 七 その他農林水産省令で定める場合
- 2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。
- 一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合
- イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地
- ロ イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集団的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの(市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地にあつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。)
- (1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの
- (2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で 定めるもの
- 二 前号イ及び口に掲げる農地 (同号口(1)に掲げる農地を含む。) 以外の農地を農地以外のものにするため第 三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及び口に掲げる採草放牧地 (同号口(1)に掲 げる採草放牧地を含む。) 以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得しようと する場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係

る事業の目的を達成することができると認められるとき。

三 第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

四 申請に係る農地を農地以外のものにすること又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

五 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合

六 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき、又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実と認められないとき。

七 農地を採草放牧地にするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。

- 3 第三条第五項及び第七項並びに前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。
- 4 国又は都道府県等が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合(第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて第一項の許可があつたものとみなす。
- 5 前条第九項及び第十項の規定は、都道府県知事等が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。この場合において、同条第十項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、

「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

農地法施行令

(市街化区域内にある農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての届出)

第十条 法第五条第一項第六号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。

2 農業委員会は、前項の規定により届出書の提出があつた場合において、当該届出を受理したときはその旨

を、当該届出を受理しなかつたときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした者に書面で通知しなければならない。

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の不許可の例外)

第十一条 法第五条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地又は採草放牧地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。

- 一 法第五条第二項第一号イに掲げる農地又は採草放牧地 法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が次の全 てに該当すること。
- イ 申請に係る農地又は採草放牧地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであつて、当該利用の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。
- ロ 農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。
- 二 法第五条第二項第一号ロに掲げる農地又は採草放牧地 法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が第四条 第一項第二号へ、前号イ又は次のいずれかに該当すること。
- イ 申請に係る農地又は採草放牧地を第四条第一項第二号イに掲げる施設の用に供するために行われるものであること。
- ロ 申請に係る農地又は採草放牧地を第四条第一項第二号ロの農林水産省令で定める施設の用に供するために 行われるものであること。
- ハ 申請に係る農地又は採草放牧地を第四条第一項第二号ハの農林水産省令で定める事業の用に供するために 行われるものであること。
- 二 申請に係る農地又は採草放牧地をこれらに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもの(当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。)であって、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。
- ホ 申請に係る農地又は採草放牧地を第四条第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業の用に供するために 行われるものであること。
- 2 法第五条第二項第二号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、法第三条第一項本文に掲げる 権利の取得が第四条第一項第二号へ又は前項第二号イ、口若しくはホのいずれかに該当することとする。

(良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地)

第十二条 法第五条第二項第一号口の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるものは、次に掲げる農地又は採草放牧地とする。

- おおむね十へクタール以上の規模の一団の農地又は採草放牧地の区域内にある農地又は採草放牧地
- 二 特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地又は採草放牧地
- 三 傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地又は採草放牧地を超える生産をあげることができると認められる農地又は採草放牧地

第十三条 法第五条第二項第一号ロの市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地は、次に掲げる農地又は採草放牧地とする。

- 一 前条第一号に掲げる農地又は採草放牧地のうち、その面積、形状その他の条件が農作業を効率的に行うの に必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの
- 二 前条第二号に掲げる農地又は採草放牧地のうち、特定土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から

起算して八年を経過したもの以外のもの(特定土地改良事業等のうち農地若しくは採草放牧地を開発すること 又は農地若しくは採草放牧地の形質に変更を加えることによつて当該農地若しくは採草放牧地を改良し、若し くは保全することを目的とする事業で農林水産省令で定める基準に適合するものの施行に係る区域内にあるも のに限る。)

(市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地)

第十四条 法第五条第二項第一号口(1)の政令で定めるものは、第七条各号に掲げる区域内にある農地又は採草放牧地とする。

(市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地)

第十五条 法第五条第二項第一号口(2)の政令で定めるものは、第八条各号に掲げる区域内にある農地又は採草放牧地とする。

農地法施行規則

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出)

第五十条 令第十条第一項の規定により届出書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、 第十条 第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 2 令第十条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 第二十六条第一号に掲げる書類
- 二 届出に係る農地又は採草放牧地が賃貸借の目的となつている場合には、その賃貸借につき法第十八条第一項の規定による解約等の許可があつたことを証する書面
- 三 届出に係る農地又は採草放牧地を農地及び採草放牧地以外のものにする行為が都市計画法第二十九条第一項の許可を受けることを必要とするものである場合には、その行為につきその許可を受けたことを証する書面 四 前項ただし書の規定により連署しないで届出書を提出する場合には、第十条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出書の記載事項)

第五十一条 令第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、第十一条第一項第一号及び第四号、第二十七条 第二号から第四号まで並びに第五十七条の三第三号に掲げる事項とする。

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理通知書の記載事項)

第五十二条 令第十条第一項の規定により届出を受理した旨の通知をする書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ー 第二十八条各号に掲げる事項
- 二 届出に係る権利の種類及び設定又は移転の別

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外)

第五十三条 法第五条第一項第七号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第四十五条第一項の規定により農林水産大臣が管理することとされている農地又は採草放牧地を耕作及 び養畜の事業以外の事業に供するために貸し付けることにより法第三条第一項本文に掲げる権利が設定される

場合

- 二 法第四十七条の規定によつて所有権が移転される場合
- 三 法第四十七条の規定による売払いに係る農地又は採草放牧地についてその売払いを受けた者がその売払いに係る目的に供するため第一号の権利を設定し、又は移転する場合
- 四 土地改良法に基づく土地改良事業を行う者がその事業に供するため第一号の権利を取得する場合
- 五 地方公共団体(都道府県等を除く。)がその設置する道路、河川、堤防、水路若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第三条各号に掲げるもの(第二十五条第一号から第三号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を除く。)の敷地に供するためその区域(地方公共団体の組合にあつては、その組合を組織する地方公共団体の区域)内にある農地又は採草放牧地につき第一号の権利を取得する場合
- 六 道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社又は地方道路公社が道路の敷地に供するため第一号の権 利を取得する場合
- 七 独立行政法人水資源機構がダム、堰せき、堤防、水路若しくは貯水池の敷地又はこれらの施設の建設のために必要な道路若しくはこれらの施設の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合
- 八 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は全国新幹線鉄道整備法第九条第一項の規定による認可 を受けた者が鉄道施設の敷地又は鉄道施設の建設のために必要な道路若しくは線路若しくは鉄道施設の建設に 伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合
- 九 成田国際空港株式会社が成田国際空港の敷地若しくは当該空港の建設のために必要な道路若しくは線路若 しくは当該空港の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため、又は航空保安施設設置予 定地の区域内にある農地若しくは採草放牧地について航空保安施設を設置するため第一号の権利を取得する場 合
- 十 都市計画法第五十六条第一項、第五十七条第三項若しくは第六十七条第二項の規定によつて又は同法第六十八条第一項の規定による請求によつて都市計画事業に供するため市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき所有権が移転される場合
- 十一 電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合
- 十二 地方公共団体(都道府県を除く。)、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は指定法人が市街化区域(指定法人にあつては、指定計画に係る市街化区域)内にある農地又は採草放牧地につき第一号の権利を取得する場合
- 十三 独立行政法人都市再生機構が特定公共施設又はその施設の建設のために必要な道路若しくはその施設の 建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合
- 十四 認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系(その支持物を含む。)若しくは中継施設 又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合 十五 地方公共団体(都道府県を除く。)又は災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関若しくは 同条第六号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に 係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合
- 十六 特定地方公共団体である市町村又は特定被災市町村が、東日本大震災又は特定大規模災害からの復興のために定める集団移転促進事業計画に係る移転促進区域内にある農地又は採草放牧地を、耕作及び養畜の事業以外の事業に供するため当該集団移転促進事業計画に基づき実施する集団移転促進事業により取得する場合十七 ガス事業者が、ガス導管の変位の状況を測定する設備又はガス導管の防食措置の状況を検査する設備の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合

(隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地の転用)

第五十四条 令第十一条第一項第二号二の農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る法第五条第二項第一号ロに掲げる土地の面積の割合が三分の一を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る令第十三条に掲げる土地の面積の割合が五分の一を超えないこととする。

(農作業を効率的に行うのに必要な条件)

第五十五条 令第十三条第一号の農林水産省令で定める基準は、第四十一条に規定する要件を満たしていることとする。

(土地の区画形質の変更等に係る特定土地改良事業等)

第五十六条 令第十三条第二号の農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業が第四十二条各号に掲げる要件を満たしていることとする。

(申請に係る農地又は採草放牧地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由) 第五十七条 法第五条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 法第五条第一項の許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地又は採草放牧地を申請に係る用途に供する 見込みがないこと。
- 二 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかつたこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと。
- 二の二 申請に係る事業の施行に関して法令により義務付けられている行政庁との協議を現に行つていること。
- 三 申請に係る農地又は採草放牧地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがないこと。
- 四 申請に係る農地又は採草放牧地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと。
- 五 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- イ 農業構造の改善に資する事業の実施により農業の振興に資する施設の用に供される土地を造成するため法 第三条第一項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地が 当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。
- ロ 農業協同組合が農業協同組合法第十条第五項に規定する事業の実施により工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。
- ハ 農地中間管理機構が農業用施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。
- 二 第三十八条に規定する計画に従つて工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため法第三条 第一項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合
- ホ 非農用地区域内において当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地が当該用途に供されることが確実と認められるとき。
- へ 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域(農業上の土地利用との調整が調つたものに限る。)内において工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

- ト 都市計画法第十二条の五第一項に規定する地区計画が定められている区域(農業上の土地利用との調整が調つたものに限る。)内において、同法第三十四条第十号の規定に該当するものとして同法第二十九条第一項の許可を受けて住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。
- チ 集落地域整備法第五条第一項に規定する集落地区計画が定められている区域(農業上の土地利用との調整が調つたものに限る。)内において集落地区整備計画に定められる建築物等に関する事項に適合する建築物等の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地がこれらの建築物等の用に供されることが確実と認められるとき。
- リ 国(国が出資している法人を含む。)の出資により設立された法人、地方公共団体の出資により設立された一般社団法人若しくは一般財団法人、土地開発公社又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、農村地域工業等導入促進法第五条第一項又は第二項の規定により定められた同条第一項に規定する実施計画に基づき同条第三項第一号に規定する工業等導入地区内において同項第四号に規定する施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合
- ヌ 総合保養地域整備法第七条第一項に規定する同意基本構想に基づき同法第四条第二項第三号に規定する重点整備地区内において同法第二条第一項に規定する特定施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

ル削除

- ヲ 多極分散型国土形成促進法第十一条第一項に規定する同意基本構想に基づき同法第七条第二項第二号に規定する重点整備地区内において同項第三号に規定する中核的施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。
- ワ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第八条第一項に規定する同意基本計画に基づき同法第二条第二項に規定する拠点地区内において同項の事業として住宅及び住宅地若しくは同法第六条第五項に規定する教養文化施設等の用に供される土地を造成するため又は同条第四項に規定する拠点地区内において同法第二条第三項に規定する産業業務施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

カ及びヨ 削除

- タ 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第三条第一項の認定を受けた宅地開発事業計画に従つて住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。
- レ 地方公共団体(都道府県等を除く。)又は独立行政法人都市再生機構その他国(国が出資している法人を含む。)の出資により設立された地域の開発を目的とする法人が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合
- ソ 電気事業者又は独立行政法人水資源機構その他国若しくは地方公共団体の出資により設立された法人が、 ダムの建設に伴い移転が必要となる工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一 項本文に掲げる権利を取得する場合
- ツ 事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第三条第一項第三号に規定する事業の実施 により工場、事業場その他の施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利を取得 する場合

ネ 地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会若しくは土地開発公社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。ナ 土地開発公社が土地収用法第三条各号に掲げる施設を設置しようとする者から委託を受けてこれらの施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

ラ 農用地土壌汚染対策地域として指定された地域内にある農用地(農用地土壌汚染対策計画において農用地として利用すべき土地の区域として区分された土地の区域内にある農用地を除く。)その他の農用地の土壌の特定有害物質による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業の実施により法第三条第一項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合